



第53回：小西中村 IP セミナー
最新の中国商標実務
日本商標法との比較も踏まえて
＜使用言語：日本語＞

貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

今回のセミナーテーマは、「最新の中国商標実務 | 日本商標法との比較も踏まえて」です。

CNIPA(中国国家知的財産管理局)への商標出願は、2022年度において、約750万件(区分単位)に及びました¹。一方、日本企業は中国の商標対応を避けて通ることはできません。その為、日本企業が中国で商標登録を得るためには、出願前の事前商標調査や不使用取消審判の準備など、多面的な観点から商標対応を検討する必要があります。

今回のセミナーは、知的財産の中でも商標分野をご専門とする北京集佳知識産権代理有限公司(ユニタレン) 副所長 弁護士 何英韜(カエイトウ)先生をお招きし、日本企業が知っておくべき中国商標法の基本を、日本商標法と適宜比較しつつ解説を頂きます。

また、中国商標実務において特徴的な登録要件、商標選択の考え方(ローマ字商標を中国語商標に変換し登録する必要はあるか)など、日本企業が興味を持つ課題にも触れて頂きます。

御参加者の皆様から、多くのご質問を予定しております。その為、質疑応答の時間を従来のセミナーより多くとり、皆様のご質問に出来るだけお答えできる時間割(15:00開始)と致しました。

具体的な講義内容は次を予定しております。

- I. 中国における商標出願、審査状況
- II. 中国における登録出願手続き
 - 1. 出願商標の選択(漢字、英文、仮名など)
 - 2. 商標調査
 - 3. 商標出願手続き(出願ルート、単区分か多区分か、指定商品表記など)
- III. 絶対的拒絶理由
 - 1. 商標法第4条(使用目的のない商標出願)
 - 2. 商標法第10条(品質誤認、公序良俗違反)
 - 3. 商標法第11条(識別力の有無)
 - 4. 絶対的拒絶理由——日中比較

¹ 日本特許庁ステータスレポート2024, P42

IV. 相対的拒絶理由

1. 法的根拠
2. 文字商標の類否判断(漢字、アルファベット、漢字とアルファベット)
3. 図形商標の類否判断
4. 結合商標の類否判断
5. 商標の類否判断に関する審決、判決

セミナー終了後、会場近隣での**情報交換会**にも是非御参加ください。実務での疑問点等を、中国商標法の専門家に直接聞ける絶好の機会です。

日時 2024年5月10日(金) 講義 15:00-17:00 Q&A 17:00-18:00	参加方法 ①小西・中村特許事務所 5階 セミナールーム ②オンライン(Zoom)	参加費用 無料 (情報交換会を含む)
---	--	---------------------------------

【お申し込み方法】 <https://forms.office.com/r/6DB5QtTcjD> よりお申し込みをお願い致します。

【お申し込み期限】 4月30日(火)

【セミナーに関するご質問】 運営担当: 中村 nakamura@ipworld.jp 朝倉 asakura@ipworld.jp
までご照会ください。